

ルターの教育構想に関する一考察

岩倉 依子

I はじめに

ヨーロッパの、とりわけドイツの16世紀は「宗派形成 (Konfessionalisierung) の時代」とも言われる。宗派形成とはしばしば引用されるツェーデンの定義によれば、「〔宗教改革による〕信仰分裂以来、分裂してゆこうとするキリスト教諸信条を、教義、教会制度、宗教的道徳的生活形態について、ある程度安定した一つの教会 (Kirchentum) へと、精神面からも組織面からも固定すること⁽¹⁾」(〔 〕内筆者) である。これは宗教改革がもたらした信条の多様化、すなわち信仰抗争 (Glaubenskämpfe) の状況において、それぞれの信条を擁する各領邦および各都市の宗教的党派が (ルター派であれ、カトリックであれ、改革派であれ)、自己の生存をかけて必然的に取らざるをえない対策であった。しかし宗派形成とは、決して単なる宗教的現象に留まるものではなく、ドイツ近世の国家が社会的、政治的、文化的枠組みを形成していく過程としても位置づけられている。例えばシアは、宗派形成を三つの現象——近世国家の確立・社会的規律の強制・諸宗派の教会形成 (the formation of confessional churches) ——が相互に関わりあいながら社会を変えていく過程と見る^(1a)。すなわち宗派形成の過程は、宗教改革によって教会統治権を掌握した世俗当局 (Obrigkeit—なかんずく領邦君主)⁽²⁾ が、統治権力を強化しつつ国家形成を進めながら、国家的・宗教的機関を用いて臣民を規律化・均質化していく過程と捉えられるのである⁽³⁾。

この宗派形成の時代は、1520年代に新しい宗派的特徴を備えた福音主義的な教会制度が組織されはじめたことによって始まったとみるとことができよう⁽⁴⁾。この動きはまず、福音派となった都市や領邦に、その指針としての「教会規定 (Kirchenordnung)」の起草を要請した。これは中世カトリック教会の統一的な「カノン法」に代わって、福音派諸都市、諸領邦の各世俗当局が独自に公布したものである⁽⁵⁾。その包括する内容は、教義、典礼、礼拝、聖職者、規律、教育、司牧、貧民救済等にわたり、これらに基づいて新たな福音主義的教会形成が進められたのである。

これらの中でも、宗派形成の重要な推進力となるべき任務を負わされていたのが、教育政策であったといえよう⁽⁶⁾。宗教改革後、教育政策は教会改革と同様に多くの改革の波に曝される。この教育改革の指針を示したのがルターであった。それに触発されて、多くの福音派諸都市、諸領邦では、新たな教育制度を「教会規定」あるいは「学校規定 (Schulordnung)」の中で規定したのである。こうした教育改革による最も大きな変化は、学校に正規の授業科目として宗教教育が導入されたこと⁽⁷⁾、そして教会においても、中世にはみられなかった現象として、青少年に対する宗教教育に力が注がれるようになったことである⁽⁸⁾。16世紀の学校と教会におけるこのような宗教教育の興隆は、宗派形成の重要な推進力であったはずである。

しかし、その宗教教育が実際にもたらした効果については、研究者の見解は一様ではない。例えばシュトラウスは、ザクセンその他の教会巡察記録から、新しい教育体制によるルター主義の教化は効果をもたらさなかったと結論づけている⁽⁹⁾。これに対してキッテルソンは、シュトラウスブルクを事例として、宗教的な教育効果はシュトラウスの推測よりもはるかに大きかったと反論している⁽¹⁰⁾。この点に関しては、なお多くの個別研究がなされなければならないであろう。

このように、宗派形成の時代における宗教教育の意義は、なお検討されるべき部分を多く残している。この問題を解明するためには、まず宗教教育を16世紀の教育体制に持ち込んだルターの教育構想から明らかにする必要があるだろう。そしてルターの教育構想が、福音派諸都市、諸領邦の学校規定にいかに受容され、いかに実践されたかが問われなければならない。すなわち、宗教教育が宗派形成の「道具」としていかに機能したのか、という問題である。この発展の過程を跡付けることにより、16世紀のドイツにおいて、あるいは近世ドイツ社会の形成において、宗教改革が果した役割をより明確にすることができるはずである。

そこで本稿では、この課題に取り組む第一段階として、ルターが著した教育関連の文書を取り上げ、そこに現れているルターの教育構想を明らかにしたい。特に、宗教教育がそこにおいていかに位置付けられているかを明確にする必要がある。このことは、今後、福音派諸都市、諸領邦の宗教教育の実態を検討していくうえで、一定の示唆を提供することになるからである。

これらの考察にあたり、本稿が依拠する史料は、ワイマール版ルター著作集である。

ルターの教育関連文書を考察する前に、それらが世に出た当時の時代的背景から見てゆきたい。

II ルターの教育関連文書の時代的背景

16世紀初頭のドイツの都市には、主に二つの系列の学校群が存在していた。一方は、中世前期以来の歴史をもつ教会付属学校で、司教座聖堂学校 (Domschule)、修道院学校 (Klosterschule)、教区学校 (Pfarrschule) などである。これらは主に聖職者の養成が主眼で、大学教育への準備教育として、そのための基礎知識とラテン語が主な教授内容であった⁽¹¹⁾。しかしこれらの教会付属学校では、ラテン語の読み、書きの授業でキリスト教関連のテキストが用いられはしたが、独立した授業科目として宗教教育が施されることとはなかった⁽¹²⁾。これらの教会付属学校は、後述するドイツ語学校の登場以来「ラテン語学校 (Lateinschule)」と総称された。

他方は、13世紀以来、多くの都市に成立した市立学校 (Stadtschule) である。これは、都市における商工業の発展に伴い市民の要請から生まれた、市民の子弟を教育するための学校であるが、教育内容は教会付属学校とほとんど変わらず、ラテン語教育が中心で、やはりラテン語学校と呼ばれるようになる⁽¹³⁾。15世紀の末には、各都市がこの市立ラテン語学校をもっていた。これらの市立ラテン語学校は、教会付属のラテン語学校とともに、中世末期以来の学校制度の主流を成していた。

市立学校としては、この他に「ドイツ語学校 (deutsche Lese- und Schreibschule)」もあった⁽¹⁴⁾。これは14世紀以来、比較的大きな都市で、ドイツ語の実用的初等教育を求める市民の声に応えて生まれたものである。最初は主に私立であったが、やがて市の管理下に入り、ドイツ語の読み、書き、そして計算が教えられていた。

このように中世末期に成立したラテン語学校とドイツ語学校は、しかし、市立学校でありながら、宗教改革にいたるまで教会の学校監督権の下に置かれていた⁽¹⁵⁾。それまで中世を通して学校監督権を独占してきた教会は、市立学校の監督権を容易に市側に認可しようとはしなかったからである⁽¹⁶⁾。そしてこれらの市立学校においても、教会付属のラテン語学校と同様、宗教教育は施されなかった。

この学校体制のもとで16世紀初頭、教会付属および市立のラテン語学校は、人文主義の影響により興隆期を迎える⁽¹⁷⁾。しかしそれも長くは続かず、宗教改革が始まると急速に衰退していった⁽¹⁸⁾。この現象は1520年

代から、人文主義教育に限らずあらゆる種類の教育機関に蔓延して、大学や学校は荒廃し、学生、生徒数は極端に減少した。当時の聖職者批判や宗教改革原理の誤解などによって、社会に学問、教育に対する反感が醸成され、親が子供を学校へ行かせなくなってしまったからである⁽¹⁹⁾。次章にみるルターの諸文書は、こうした状況において書かれたものである。

III ルターの教育関連文書

(1) 『キリスト教界の改善についてドイツ国民のキリスト教貴族に与う』

若者の教育に言及したルターの最初の著書は、1520年に相次いで出版された、いわゆる三大改革文書の一つである『キリスト教界の改善についてドイツ国民のキリスト教貴族に与う (An den Christlichen Adel deutscher Nation von des Christlichen standes besserung)⁽²⁰⁾』である。この書は、粉碎すべき「ローマの三つの城壁」について書かれたカトリック教会批判として知られるが、他にも現実社会の諸側面における改革案が論じられている。その一つが教育問題である。この時点では、上述の学校の全般的衰微はまだそれほど顕在化していない。むしろこの文書の背景としては、前年のライプツィヒ討論において、ルターとローマ教会との決裂が明確になり、新しい福音主義の旗手としてのルターの自覚が一層強まっていたことを重視すべきであろう。

ここでルターは当時の状況を、「若い国民がキリスト教界のただ中にあって、福音に触れることがでないために、憔悴し、かわいそうなまことに堕落している⁽²¹⁾」とその事態の深刻さを憂慮している。このことは上述のように、宗教改革以前には学校教育において主体的宗教教育がなされなかったことを想起すれば、容易に理解できるであろう。そしてルターはこの状況を改善するため、聖書を基礎とした福音主義的教育改革の急務であることをまずは大学について、さらに初等の学校と高等の学校について説くのである⁽²²⁾。

初等と高等の学校では、聖書が「最も重要で一般的な科目」であるべきだと強調している。このことは、特に初等の学校における若い男子 (die junge knaben) に関して強調されている。そして、高等の学校へと進むのは、「初等の学校で前もって十分に教育された、最も有用な者たち (die allergeschicktisten) のみ」でなければならず、しかも、もし高等の学校で聖書が教育の中心になっていないならば、そこには生徒

を送るべきではない、と警告している。なぜならルターにとって高等の学校とは、「聖書に最も精通した人々だけを教育すべき」ところであり、彼らは「やがて司教（Bischoff）や主任司祭（pfarrer）になり、異端や悪魔や全世界に対する戦いにおいて先頭に立つべき」者たちだからである⁽²³⁾。

ここに見られるルターの学校構想は、宗教教育を中心とした、指導的聖職者を養成するための学校といえよう。これは、宗教教育を排除していた中世の学校体制に対する根本的な改革である。しかし、初等の学校には、高等の学校に進むべき人材を選びだすための準備校としての性格が付与されており、当時の学校制度が、大学への準備校としてのラテン語学校と、初等教育のみを与えたドイツ語学校の二系列であったことから考えると⁽²⁴⁾、ルターが念頭に置く初等の学校と高等の学校は、明らかに前者に属するものである。したがってここでルターは、指導的聖職者を養成するラテン語学校を提起しているといえよう⁽²⁵⁾。

（2）『ドイツ全市の市参事会に宛てて、キリスト教的学校を設立し、維持すべきこと』

上述の『キリスト教貴族に与う』の中では、教育に関する問題はわずかに触れられているにすぎないが、この4年後の1524年、ルターは再び教育の問題について一つの文書で論じている。それが『ドイツ全市の市参事会に宛てて、キリスト教的学校を設立し、維持すべきこと（An die Radherrn aller stedte deutsches lands: das sie Christliche schulen auffrichten vud hallten sollen）⁽²⁶⁾』で、ルターの教育論を考察する際、もっとも重視される文書である。この文書は、上述の1520年代の学校の著しい衰退状況（この中でルターは、「誰ももはや子供たちを学ばせたり、大学に行かせたりしようとしていない⁽²⁷⁾」と言っている）に直面したルターが、学校再建のために著した、諸都市の市参事会に対する勧告の書である。

この文書には、前文書には見られなかった二つの要素が見られる。第一は、学校管理の責任を世俗当局に委ねていることである。ルターは、本来教育の第一の責任を負うべき者は両親であると確信していた⁽²⁸⁾。この確信に基づいて、ルターは1523年のライスニングの規定の起草に参与し、学校管理の重責を両親に付与している⁽²⁹⁾。しかし、この計画は成功せず、両親にこの責任を委ねることを断念したルターは、この文書を著すことによって、学校管理の責任を新たに世俗当局へと譲渡したのであつ

た。ここでルターは、「若者のために最大の配慮と熱意を持つことが、市参事会および当局（oberkeyt）のなすべきこと」である、と言っている。なぜなら、都市の繁栄を求めるることは神とこの世に対して彼らが負っている義務であり、「学識のある、思慮深い、名誉ある、十分に教育された市民を多く持つこと」は、都市の「最もすばらしい繁栄」だからである⁽³⁰⁾。

そしてルターは、「今や、すべての都市において、有用な人々が、これほど少ししかみられない」状況を、他ならぬ市当局の責任であるとし、若者の教育の第一の後見人として、市当局こそが若者を「教育し、作りあげる努力と費用をつぎ込まなければならない」と勧告する⁽³¹⁾。これによつて、中世を通して専ら教会が独占していた学校監督権は、以後福音派においては、世俗当局に譲り渡されることになるのである⁽³²⁾。

では、市当局に委ねられた教育とは、どのような教育なのか。

それは、「聖書を理解し、この世の統治（welltlich regiment）を行うため」の教育である。ここに、第二の新しい要素がみられる。すなわちここに初めて、「この世の統治のための教育」という、教育の新たな側面が打ち出されている。この背景として、この文書の前年（1523年）に出されたルターの著作『この世の権威について（Von welltlicher Uberkeytt）』を想起しなければならないであろう。ここでルターは、周知のように「二王国論（Zwei-Reiche-Lehre）」を展開し、神の定めた秩序としての「この世の統治」の必要性を説いた⁽³³⁾。この統治のためには、そのための「有用な者たち」が必要であり、そのことをルターはここで論じているのである⁽³⁴⁾。

すなわち、「諸侯や領主や市参事会員や統治に当たる者が、学識を持ち、彼ら自身の身分をキリスト教的に遂行するにふさわしい者であること」が是非とも必要なのである。そのためには、「少年と少女のための最高の学校を、あらゆる所に建て」なければならない。このような教育を受けた少年はやがて「国家と人々をよく治め」、少女はやがて「家と子供達と使用人をよく教育し維持することができる」のである⁽³⁵⁾。

ではルターは、具体的にどのような学校を構想しているのだろうか。それは「学識があり、慎み深い教師や女教師が、言語（sprachen）や他の教養（andere künste）や歴史を教える」学校である⁽³⁶⁾。このような学校に、少年を1日に1～2時間行かせるべきである、という。そして残りの時間は、家で働いたり、手仕事を習ったりすればよいのである。少女も1日に1時間、学校に行く時間を作れるだらうと勧めている⁽³⁷⁾。

そして、子供たちの中に、やがて「教師や女教師、説教師（Prediger）やその他の聖職者」などになれる期待できる、それに相応しい者がいたならば、彼らをもっと長く学校に留ませ、神の言葉を取り次ぎ、聖礼典を執り行う「魂の牧者（seel warter）」へと教育しなければならない⁽³⁸⁾。ここでもルターは、前文書と同様、聖職者の養成の必要を説いている。

こうしてルターは、聖職者とこの世の統治に当たる者を養成するための「キリスト教的学校」の設立を、「真剣かつ早急に」行うことを市参事会に対して勧告するのである⁽³⁹⁾。しかもルターは、この文書で言語の重要性をことさらに強調している。特にヘブル語とギリシャ語が、聖書を正しく理解し、福音を保持するために必要であるとし、これらを学ばないことは「罪であり、損失である」とまで言っている⁽⁴⁰⁾。つまり、これらの言語を授業の中心とし、さらに一般教養を教えるのであるから、これは、聖俗の指導者を養成するための、古典語教育を中心とした人文主義学校あるいはラテン語学校の一種と考えなければならない⁽⁴¹⁾。

（3）『人々はこどもたちを学校へやるべきであるという説教』

教育問題に関するルターの第三の文書は、1530年に出版された『人々はこどもたちを学校へやるべきであるという説教（Ein Sermon oder Predigt, das man solle kinder zur schulen halten）⁽⁴²⁾』である。上述の1524年の文書が公刊されて以後、学校建設は既に始まってはいたが⁽⁴³⁾、なおルターに満足を与える状況には到底いたっていなかった。この文書でルターは、教育の必要を主に子供たちの両親に呼びかけている。

そこでまずルターは繰り返し、「靈的身分（der geistliche stand）」と「この世の身分（der weltliche stand）」の重要性を親たちに説き明かす。

「靈的身分」とは牧師（Pfarher）や説教師など、説教の職務をおこない、神の言葉と聖礼典に奉仕する人達のことであり、「この世の身分」とは法律家や学者など、法と、法によってこの世の国を維持する人達のことである⁽⁴⁴⁾。これらの聖俗の指導者によってこそ、この世の平和がもたらされるのであるから⁽⁴⁵⁾、ルターは親たちに向かって、子供をこれらの身分へと教育すべきこと、そしてそれがいかに名誉であり、喜びであるかを訴えている⁽⁴⁶⁾。

しかしルターは、この教育をすべての子供に対して強要するのではない、と断っている。ルターの念頭にあるのは、「一般の人々（die

gemeine leute)」の子供たち、特に「貧しい人々の子供たち」であるが⁽⁴⁷⁾、このうちの「能力ある少年たち (tichtige knaben)」が、これらの指導的身分に就くべきなのである。それとともに、「それほど有用でない少年たち」も学ぶべきである。彼らには、少なくともラテン語を理解し、読み書きができる程度の教育が要求されている。彼らは聖書学の学識ある博士や修士にはなれないにせよ、それ以外にも、「福音やカテキズムを若い人々や粗野な人々に教え、洗礼やサクラメントを施す普通の牧師」、あるいは「説教の職務や神の言葉に仕え、それらを助けるキスター (Kuster)⁽⁴⁸⁾など」になることはできる。それらの職務もまた必要とされている。あるいは、ラテン語を学んだ後、これらの聖職に就かずして一市民として手工業に携わる少年がいたとしても、必要に応じて牧師としての務めが果たせるよう備えられていることになるのである⁽⁴⁹⁾。「この世の身分」に関しては、「靈的身分」のように靈の助けによらず、自分の理性によって行動しなければならないため、「説教の職務におけるよりも有用な人々」が必要とされている。したがって、「最も有能な少年たち (die besten knaben)」を得ることが急務なのである⁽⁵⁰⁾。

これらから明らかなように、この文書におけるルターの関心は、『市参事会に宛てて』の文書におけるのと同様、むしろそれ以上に、聖俗の指導者の養成に集中している。しかもルターは、ここでは特にラテン語教育の重要性を強調し⁽⁵¹⁾、この世を維持するためにはドイツ語教育だけでは足りないことを繰り返し訴えている⁽⁵²⁾。したがって、ここにおいてもルターの学校構想は、ラテン語学校のみを対象としている。

以上の諸文書に著されているルターの「学校」構想が、聖俗両界の指導者の養成を主眼とする限り、それは一般民衆の子供たちに視点を据えたものではない。しかしながらルターは他方、「学校」構想を離れたところで、これらの子供たちの教育に多大な関心と意欲を示している。それは「教会」における宗教教育に関わることである。それが確認される二つの文書を次にみてみよう。

(4) 『ドイツミサと礼拝の順序』

1525年10月、ヴィッテンベルクで初めてドイツ語による礼拝が行われた。これはルターの作成した礼拝順序に従ったものであるが、翌年ルターはこれに序文を添えて出版している。それが『ドイツミサと礼拝の順序 (Deudsche Messe und ordnung Gottis diensts)⁽⁵³⁾』である。ここで

はこの序文を見ながら、ルターの一般民衆の子供たちに対する宗教教育構想を検討したい。

この中でルターは、ドイツ語のミサと礼拝を新たに制定したのは「単純な平信徒（eynfeltige leyen）のため」であるといっている⁽⁵⁴⁾。「単純な平信徒」とは、ラテン語教育を受けておらず、従来のカトリックのラテン語のミサを全く理解できなかった一般民衆のことである。上述の三つの文書では、ルターの考察の対象は常に社会を維持すべき聖俗の指導者達であったが、ここではその対象は一般民衆である。しかもこのドイツ語のミサと礼拝は、「若者を訓練する(uben)」ことをその目的の一つとしている⁽⁵⁵⁾。

その手段としてルターは、ドイツ語の礼拝におけるカテキズム（Catechismus）⁽⁵⁶⁾の必要を挙げる。カテキズムとは本来、キリスト者になろうとする異教徒をキリスト教の信仰へと教え導く教育（unterricht）のことであり、「十戒」、「使徒信条」、「主の祈り」などによってキリスト教信仰を簡潔に示したものである。このカテキズムを、「必要に応じて、時折あるいは毎日、説教壇で説教する」ことによって、若者を導くのである。しかも、従来のやり方のように、単にそれを暗記させるだけではなく、その意味を理解させなければならない⁽⁵⁷⁾。

ここから、ルターは一般の子供たちを信仰へと導く教育の任務を教会に委ねていることが明らかになる。子供たちには宗教教育が与えられるべきであり、それは教会においてなされるべきものなのである。この主張は、この3年後の1529年に公刊されたルターの『小カテキズム（Der kleine Catechismus fur die gemeine Pfarher und Prediger）⁽⁵⁸⁾』においても繰り返されている。

（5）『小カテキズム』

ルターの『小カテキズム』は、ルター自身が巡察官を務めた苦い経験から生み出されたものである。1528年に実施されたザクセンの教会巡察によってルターが目の当たりにしたのは、「一般の人（der gemeine man）は、特に村落においては、キリスト教の教えを全く知らない、という多くの悲惨」であった⁽⁵⁹⁾。そこでルターは、これらの人々をキリスト教の教えへと導くため『小カテキズム』を著し、その序文で、「牧師あるいは説教者」に向かって、このカテキズムを「特に若い人々（das junge volck）に」教えることを要請しているのである⁽⁶⁰⁾。ここでもやはり、「復唱」と「暗記」と「十分な理解」が若い人達に要求されてい

る⁽⁶¹⁾。

さらにルターは、牧師と説教者に対し、統治者と両親に子供たちを学校へ行かせるよう働きかけることを命じている。しかも子供たちを「牧師、説教師、書記官等になるよう教育」すべき、統治者と両親の責任を強調するのである⁽⁶²⁾。

従ってこの小文書でルターは、教会と学校の任務の違いを明確に示唆している。すなわち教会には、一般の子供たちを主体とした若い世代をキリスト教の信仰へと導く宗教教育が、学校（ラテン語学校）には、能力のある子供たちを聖俗の指導者へと養成する教育が委ねられているのである。

（6）ルターの教育構想をめぐる論争

ところで、ルターの教育構想に関しては、一連の論争が展開されてきた。すなわち、ルターの教育構想の意図が、聖俗の指導者を養成するためのラテン語学校に限られていたのか、あるいは、全国民を対象とする国民学校（Volksschule）⁽⁶³⁾ の構想をも内包していたのか、というものである⁽⁶⁴⁾。

後者の主張の論拠は、主に『市参事会に宛てて』の文書にある、少年と少女を毎日1～2時間学校へ行かせるべきである、という箇所である⁽⁶⁵⁾。しかし、ルターの教育構想に、もし国民学校が含まれるのであるなら、ルターのいずれかの文書に、ドイツ語学校を推奨するなんらかの言及があつてしかるべきである。当時一般市民の子供たちに最も初步的な教育を施していたのは、上述のように、中世末期以来ドイツ語の読み、書き、計算を教えていたドイツ語学校であり、ドイツ語学校こそ、国民学校の萌芽形態とされているからである⁽⁶⁶⁾。しかし、それに関する言及がないどころか、ルターはドイツ語学校への反感を隠そとしない。例えば、『学校へやるべきであるという説教』の中で親に対して、「私の息子はドイツ語の読み書きができる、計算ができればそれで十分だ。私は彼を商人にしたいのだ」などと言う者などを、「気に掛けてはならない」と言っている。子供たちはあくまでも、聖俗の指導者になるべく教育しなければならないからである⁽⁶⁷⁾。ここでルターが意図する教育とは、ラテン語学校における教育に他ならない。ここにもルターが、一般的なドイツ語の初等教育、換言するならば、一般的な国民学校の構想を全く持つていなかつたことがよく現れている。それは「糧を求める」ための学びであり、「神に対する恥ずべき軽蔑」なのである⁽⁶⁸⁾。

上述の論争はどちらも、主に『市参事会に宛てて』に見られるルターの主張をよりどころに展開されており、一面的の感を拭えない。本稿で試みたように、ルターの教育構想をより多くの関連文書に視野を広げて検討するならば、その全体像が現れてくる。それは宗教改革後の混乱した教会と国家を福音に基づいて再建するために、一方で教会と国家を導く者をラテン語学校で養成し、他方で一般民衆の子供たちに教会でのカテキズム教育を通して、福音主義信仰を浸透、徹底させることであった⁽⁶⁹⁾。したがって、ラテン語学校と教会における教育のこの二つの側面は表裏一体をなしつつ、ルターの包括的な教育構想を構築しているのである。そしてこれは、決して「教育者」の一般的教育改革構想として捉えられるべきものではない。すなわち、単なる聖俗のエリート教育中心主義でもなければ、あるいは義務教育構想を内に孕んだ国民学校構想でもない。あくまで「宗教改革者」としての、教会と国家の再建構想なのである。

IV おわりに

一般の子供たちに対する、教会における宗教教育としてルターによって提唱されたカテキズム教育は、1539年にヘッセンのツィーゲンハインにおける教会会議において「堅信礼（Konfirmation）⁽⁷⁰⁾」の導入が決定された際、その前提として義務づけられることになり、これがヘッセンから各地へ広がっていった⁽⁷¹⁾。

こうしてルター派諸都市、諸領邦においてカテキズム教育が定着していったが、そのことの意義は大きい。すなわちそれは、ラテン語学校およびドイツ語学校におけるカテキズムを中心とした宗教教育の導入⁽⁷²⁾と相まって、その全住民を、宗教的、道徳的、社会的に一つの方向へ動かしうる可能性を秘めていたからである⁽⁷³⁾。ここに、宗教教育が宗派形成の手段として用いられる体制が準備されたといえるであろう。

しかも、学校監督権は世俗当局に譲り渡されている⁽⁷⁴⁾。そればかりかルターは、教会統治権をも世俗当局の手に委ねていたのであるから⁽⁷⁵⁾、世俗当局には、学校と教会を媒介に、当局の望む臣民教育を施すことが可能となったのである⁽⁷⁶⁾。

1555年のアウクスブルクの宗教和議による「信仰属地主義⁽⁷⁷⁾」が、領邦国家における宗派形成の本格的幕開けを予見するものであるとするならば、ルターの教育構想は、図らずもそのための準備をしたことになる、とみることもできよう。

註

- (1) E.W.Zeeden, *Die Entstehung der Konfessionen*, München-Wien 1965, S.9f.
- (1a) R.P.-C.Hsia, *Social Discipline in the Reformation*, New York 1989, p.5.
- (2) ルターは、教会と世俗権力の統治領域を明確に区別し、両者の相互不介入の原則をたてていたが、農民戦争後の社会の混乱に直面し、「臨時司教（Notbischof）」論に基づいて世俗権力に教会統治権を譲り渡していった。世俗当局による教会統治権については以下を参照。B.Moeller, *Geschichte des Christentums in Grundzügen*, 3. Aufl., Göttingen 1983, S.237f. 中村賢二郎『宗教改革と国家』（ミネルヴァ書房、1976年）、83—90頁。
- (3) Vgl. W.Reinhard, Zwang zur Konfessionalisierung? Prolegomena zu einer Theorie des konfessionellen Zeitalters, in: *Zeitschrift für historische Forschung* 10, 1983, S.268; H.Schilling, Konfessionalisierung im Reich. Religiöser und gesellschaftlicher Wandel in Deutschland zwischen 1555 und 1620, in: *Historische Zeitschrift* 246, 1988, S.5f. これらの研究者は、絶対主義の発展過程を「社会的規律化 Sozialdisziplinierung」と捉えるエストライヒの見解にそって、宗派形成の過程をその初期段階として位置付けている。Vgl. G.Oestreich, Strukturproblem des europäischen Absolutismus, in: *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* 55, 1968, S.337ff.; Reinhard, op.cit., S.274ff; H.R.Schmidt, op.cit., S.108; Schilling, op.cit., S.38; Hsia, op.cit., S.2f. なお、宗派形成の現象は各都市・各領邦において見られたが、都市(帝国都市)における宗派形成は、領邦におけるほど徹底しなかった。都市の宗派形成については以下を参照。H.R.Schmidt, *Konfessionalisierung im 16. Jahrhundert*, München 1992, S.5ff.; Hsia, op.cit., p.73ff.
- (4) 従来宗派形成時代の始まりは、アウグスブルクの宗教和議が締結された1555年とされてきたが、最近の動向としては、それを1520年代まで繰り上げる必要が指摘されている。この時期にすでに新しい教会制度が組織され始めていたからである。1555年は、むしろ宗派間抗争をともなつた本格的宗派形成時代の始まりとすべきであろう。Vgl. H.R.Schmidt, op.cit., S.110ff.; Zeeden, op.cit., S.8.; W.Reinhard, Konfession und Konfessionalisierung in Europa, in: ders(Hrsg.), *Bekenntnis und Geschichte*, München 1981, S.189.
- (5) 因みに、メルツ編纂の「16世紀の福音主義的教会・学校規定集」によれば、福音派最初の教会規定は1523年のヴィッテンベルク、及び同年のライスニンゲのものである。Vgl. G.Mertz, *Das Schulwesen der deutschen Reformation im 16. Jahrhundert*, Heidelberg 1902, Anhang, Die evangelischen Kirchen- und Schulordnungen im 16. Jahrhundert,

- S.457f. 16世紀の教会規定は世俗当局によって公布されたが、このことは、宗教改革後、世俗当局が教会統治権を掌握したことを端的に示している。
- (6) Hsia, op.cit., p.7,114; R.Menzel, *Die Anfänge der Volksschule in Deutschland. Dargestellt unter besonderer Berücksichtigung der mitteldeutschen protestantischen Territorien*, Berlin 1958, S.102. Vgl. Reinhard, *Bekenntnis*, S.183
 - (7) O.Scheel, Luther und die Schule seiner Zeit, in: *Luther-Jahrbuch* 7, 1925, S.152; I.Asheim, *Glaube und Erziehung bei Luther. Ein Beitrag zur Geschichte des Verhältnisses von Theologie und Pädagogik*, Heidelberg 1961, S.73f.; Mertz, op.cit., S.232ff.
 - (8) Vgl., F.Cohrs (Hrsg.), *Die evangelischen Katechismusversuche vor Luthers Enchiridion.*, Bd.4, Berlin 1902, S.229f.,239, 408ff.; Mertz, op.cit., S.180f.; Menzel, op.cit., S.65f.,101.
 - (9) G.Strauss, Success and Failure in the German Reformation, in: *Past and Present* 67, 1975, p.4f.,59,63. シアもシュトラウスの見解を支持している。Vgl. Hsia, op.cit., S.114.
 - (10) J.M.Kittelson, Successes and Failures in the German Reformation: The Report from Strasbourg, in: *Archiv für Reformationsgeschichte* 73, 1982, pp.171-173. この点をめぐる論争に関してさらに詳しくは以下を参照。H.R.Schmidt, op.cit., S.96f.
 - (11) 中世の教会付属学校に関しては以下を参照。H.Heppe, *Das Schulwesen des Mittelalters und dessen Reform im 16. Jahrhundert*, Marburg 1860, S.15ff.; F.Paulsen, *Geschichte des gelehrtenden Unterrichts auf den deutschen Schulen und Universitäten vom Ausgang des Mittelalters bis zur Gegenwart, mit besonderer Rücksicht auf den klassischen Unterricht*, Bd.1, 3.Aufl., Leipzig 1919, S.13ff.; H.Schöneberg, *Schulen. Geschichte des Unterrichts von der Antike bis zur Neuesten Zeit*, Frankfurt/Main 1981, S.79ff.; F.Paulsen, *Das deutsche Bildungswesen in seiner geschichtlichen Entwicklung*, 2.Aufl. Leipzig 1909, S.10ff.
 - (12) Scheel, op.cit., S.152ff; F.Hahn, *Die evangelische Unterweisung in den Schulen des 16. Jahrhunderts*, Heidelberg 1957, S.26; F.Roth, *Der Einfluß des Humanismus und der Reformation auf das gleichzeitige Erziehungs- und Schulwesen bis in die ersten Jahrzehnte nach Melanchthons Tod*, Halle 1898, S.97; Asheim, op.cit., S.73. ヘッペは、中世末期のすべての学校においてキリスト教精神は死滅していたと述べている。Heppe, op.cit., S.44,46.
 - (13) 中世の市立ラテン語学校については以下を参照。Heppe, op.cit., S.26ff.; Paulsen, *Geschichte*, S.19ff.; Paulsen, *Bildungswesen*, S.18f.
 - (14) 中世のドイツ語学校については以下を参照。Heppe, op.cit., S.37ff.; R.Schmidt, *Volksschule und Volksschulebau von den Anfängen*

des niederen Schulwesens bis in die Gegenwart, Wiesbaden–Dotzheim 1967, S.12; Paulsen, *Bildungswesen*, S.19; G.Thiele, Zur Entstehung der deutschen Volksschule, in: *Zeitschrift für Geschichte der Erziehung und des Unterrichts* 28, 1938, S.186.

- (15) Vgl. Mertz, *op.cit.*, S.166, 219.
- (16) 市立学校の設立に際して教会は様々な干渉を行い、多くの都市で、教会と市当局との間に、長期に渡る「学校紛争」が展開された。これについては以下を参照。Paulsen, *Geschichte*, S.20; Mertz, *op.cit.*, S.166. 例えはリューベックでは、学校紛争を経て1262年に最初の市立ラテン語学校の設立にたどり着いたが、この際市参事会は校舎の建設と維持に関与したにすぎず、学校の所有権および教師任命権を含む監督権は、それぞれ司教座聖堂参事会とスコラスティクス (Scholasticus 学校管理聖職者) に帰したのである。また14世紀の半ばにはすでに存在していた四つの市立ドイツ語学校も、スコラスティクスの監督下に置かれ、教師任命権こそ市参事が確保したものの、その決定に関する拒否権および在職教師を罷免する権利をスコラスティクスが保有していた。Vgl. F.H.Grautoff, *Abhandlung über den Zustand der öffentlichen Unterrichtsanstalten in Lübeck vor der Reformation der Kirche*, in: ders, *Historische Schriften*, Bd.1, Lübeck 1836, S.368ff., 378ff.; F.Praetius, *Das niedere Schulwesen Lübecks im 17. und 18. Jahrhundert*, Lübeck 1909, S.9f., 12f. 拙稿「16世紀リューベックにおける学校と教会」『比較都市史研究』第13巻第1号、1994年、14—15頁参照。
- (17) 1510年から1520年にかけてがドイツ人文主義の最盛期であった。Roth, *op.cit.*, S.14. この時期の人文主義教育の興隆については以下を参照。Ibid., S.4ff.; Mertz, *op.cit.*, S.447f.; P.Barth, *Die Geschichte der Erziehung in soziologischer und geistesgeschichtlicher Bedeutung*, Leipzig 1925, S.281ff.
- (18) Roth, *op.cit.*, S.19f. エラスムスはこの状況を「ルター主義が盛んなところでは学問は衰退する」と表現している。Mertz, *op.cit.*, S.455.
- (19) 学校衰退の原因としては他に、中世以来の多くの教育機関がカトリック教会に所属していたこと、福音派熱狂主義者たちが学問や教育を批判したこと、農民戦争の混乱等々がある。これに関しては以下を参照。Mertz, *op.cit.*, S.1ff., 65ff.; F.Falk, *Luthers Schrift an die Ratsherren der deutschen Städte und ihre geschichtliche Wirkung auf die deutsche Schule*, in: *Luther-Jahrbuch* 19, 1937, S.59ff.; Roth, *op.cit.*, S.40f.; Scheel, *op.cit.*, S.141f.; H.Diere, *Die Herzberger Schulordnung von 1538*, in: *Geschichte und Gegenwart des Bezirks Cottbus* 16, 1983, S.101f.; W.Reininghaus, *Elternstand, Obrigkeit und Schule bei Luther*, Heidelberg 1969, S.9f. パウルゼンによれば、1525年から1535年の間にドイツの大学の学生数は4分の1にまで減少した。Paulsen, *Bildungswesen*, S.33.

- (20) *D. Martin Luthers Werke, Kritische Gesamtausgabe*, Bd.6, Weimar 1888, S.404–469(457–462). (以下 WA と略す)
- (21) *Ibid.*, S.461.
- (22) Vgl. *Ibid.*, S.457–462. 大学教育に関しては、中世末期の大学で大勢を占めていたアリストテレス中心主義を激しく批判し、改革されない大学を「悪魔的」であるとし、全般的大学改革の必要と、特に神学部における聖書を中心とした教育体制の確立を訴えている。
- (23) *Ibid.*, S.461f.
- (24) 本稿29頁参照。
- (25) このラテン語学校中心主義はルターを始めとする宗教改革者一般にみられるもので、16世紀を通して福音主義的学校改革の全般的傾向であった。Vgl. A. Hettwer, *Herkunft und Zusammenhang der Schulordnungen*, Mainz 1965, S.112f.; H. Heppe, *Geschichte des deutschen Volksschulwesens*, Bd.1, Gotha 1858, S.30.; H.R. Schmidt, *op.cit.*, S.23.
- (26) WA 15, Weimar 1899, S.27–53.
- (27) *Ibid.*, S.28. ルターがこの文書を書いた当時の学校の状況と、ルターがこの文書を書いた意図については以下に詳しい。Scheel, *op.cit.*, S.141ff.
- (28) ルターはこのことをこの文書の中でも言及している。例えば、「モーセによってしばしば促され、勧められた神の命令」は、「両親が子供たちを教えるべき」ことである。WA 15, S.32. Vgl. Reininghaus, *op.cit.*, S.16ff.
- (29) 1523年のライスニングの共同金庫規定 (Kastenordnung) には、以下のように定められている。「ゲマインデの10人の代表は、牧師の勧告に従って、有能で敬虔な教師を十分な俸給で任命せよ。」Mertz, *op.cit.*, Anhang, S.457. この規定は教師の任命に代表される学校制度の維持・管理を家長からなるゲマインデに委ねており、これは、両親が子供の教育に第一の責任を負うべきである、というルターの確信を反映したものである。Vgl. Reininghaus, *op.cit.*, S.27.
- (30) WA 15, S.34.
- (31) *Ibid.*, S.35. ここでルターは、全世俗当局に対してこの教育の責任を訴えているのではなく、専ら市当局に対して行っている。諸侯たちは、この文書の中でルターは、彼らにも教育の責任を認めながらも、彼らが飲酒や舞踏会などの私の生活にかまけているため、彼らにはそれを期待すべくもないと嘆いている。そこで、「諸侯と貴族よりも場所と時間を持っている市参事会員にのみ」この任務が委ねられたのである。Ibid., S.45. しかし後にルターは、諸侯にもこの任務を委ねている。それは、ザクセン選帝侯に教会巡察を要請していることからも明らかである。結局、16世紀のルター派領邦においては一般に、領邦当局が領邦の全学校の全般的監督権を掌握するが、その下で個々の都市の学校の監督は市参事会が行った。Vgl. Reininghaus, *op.cit.*, S.30. Anm.7; Mertz, *op.cit.*, S.227f.
- (32) 世俗当局による学校監督権については以下を参照。Thiele, *op.cit.*,

- S.188f.; Th.Ziegler, *Geschichte der Pädagogik mit besonderer Rücksicht auf das höhere Unterrichtswesen*, 2.Aufl., München 1904, S.72f.; Mertz, *op.cit.*, S.56f., 58f., 221
- (33) WA 11, Weimar 1900, S.251f.
- (34) Vgl. WA 15, S.44.
- (35) *Ibid.* この箇所からは、男子だけでなく女子にも教育を与えようとするルターの意図を読み取ることができるが(『キリスト教貴族に与う』にも同様の提案がある。Vgl. WA 6, S.461)、これは一般的女子教育の提言と捉えることはできないであろう。すなわち、やがて「使人」までをも「教育し、維持」しなければならない女子が、一般の貧しい庶民の家庭の子どもであるとは考えられない。ルターの意図した女子のための学校は要するに、家庭における統治力を要請されている中・上層市民の子女のラテン語学校と考えるべきであろう。Vgl. Barth, *op.cit.*, S.323; Menzel, *op.cit.*, S.97ff.; E.Spranger, *Zur Geschichte der deutschen Volksschule*, in: ders, *Gesammelte Schriften*, Bd.3, Heidelberg 1970, S.158f.
- (36) WA 15, S.45.
- (37) *Ibid.*, S.47.
- (38) *Ibid.* ルターは教師も聖職者に属する者としている。本稿註(44)参照。
- (39) WA 15, S.48.
- (40) Vgl. *Ibid.*, S.36–43.(38,41).
- (41) このルターの構想に基づいて、以後設立される多くのラテン語学校は、言語教育の偏重という点において、宗教改革前の人文主義的ラテン語学校の伝統を引き継いでおり、教育内容に関しては両者はほとんど変わらない。両者の決定的な違いは宗教教育の有無である。人文主義的教育と福音主義的教育との比較については、以下を参照。Scheel, *op.cit.*, S.142, 152ff.; H.Ehmer, *Der Humanismus an den evangelischen Klosterschulen in Württemberg*, in: *Humanismus im Bildungswesen des 15. und 16. Jahrhunderts*, hrsg. von W.Reinhard, Weinheim 1984, S.10; Mertz, *op.cit.*, S.232,448ff.; Barth, *op.cit.*, S.281ff.; Roth, *op.cit.*, S.97. この点、ルターの構想する新しい学校は、人文主義と宗教改革の二つの運動から生みだされたものであるということができるであろう。しかしそれは、あくまでも「キリスト教的学校」である。Asheim, *op.cit.*, S.82.
- (42) WA 30/2, Weimar 1909, S.517–588.
- (43) メルツ編纂の「16世紀の福音主義的教会・学校規定集」には、1524年から1530年の間に起草された教会・学校規定として、10の規定が収録されている。Vgl. Mertz, *op.cit.*, Anhang, S.458ff. しかし学校の簇生現象がみられるのは、1524年からようやく15年から20年たった後である。Schiele, *op.cit.*, S.391.
- (44) WA 30/2, S.528,558. 靈的身分には教師 (Lerer, Schulmeister) も含まれる。*Ibid.*, S.528. また法律家の中には、法学博士だけではなくその他宰相 (Cantzler)、書記官 (schreiber)、裁判官、弁護人、公

- 証人なども含まれる。*Ibid.*, S.559.
- (45) *Ibid.*, S.538,560.
- (46) *Ibid.*, S.531,541f.,560.
- (47) ここに、特に「貧しい人々の子供たち」が挙げられているが、ルターは、教会や修道院の教会禄や税は、この子供たちの教育のために定められていると言っている。*Ibid.*, S.545. ここから、ルターが教育の機会を誰にでも平等に与えようと配慮していたことが窺える。実際シアは、ルター派牧師の初期の二世代は専ら都市の中・下層出身者であったことを指摘している。もっともその後は牧師の息子など限られた社会層へ均質化していった。Hsia, *op.cit.*, S.14f.
- (48) キュスター (Küster) とは、中世の教会にすでに存在していた一種の補助聖職者で、礼拝堂やその備品の管理を行い、さらにミサを挙げる時の司祭の助手のような働きをしていた。しかしそれ以外にも、聖歌隊の指導や、市立ラテン語学校や教区学校の教育にも関わっていた。K.Pallas, *Der Küster in der evangelischen Kirche. Sein Amt, seine Besoldung, seine Beschäftigung als Lehrer*, in: *Zeitschrift des Vereins für Kirchengeschichte der Provinz Sachsen* 19/1, 1922, S.3ff.; Schöneberg, *op.cit.*, S.87; Roth, *op.cit.*, S.2. 教師としてのキュスターの役割は宗教改革後一層発展してゆくが、ルターのこの文書が出た時点でも既に、聖歌隊の指導やcatechismus教育をキュスターの仕事として規定している福音派の教会規定がみられる。Vgl. Mertz, *op.cit.*, Anhang, S.469, 472; Fr.S.Löscher, *Schule, Kirche und Obrigkeit im Reformationsjahrhundert*, in: *Schriften des Vereins für Reformationsgeschichte* 43/1, 1925, S.12ff.; Spranger, *op.cit.*, S.139ff.; R.Schmidt, *op.cit.*, S.12f.
- (49) WA 30/2, S.545f.
- (50) *Ibid.*, S.562.
- (51) 『市参事会に宛てて』の文書でルターは、ギリシャ語とヘブル語教育の必要を強調したのに対し、この文書ではそれに代わって専らラテン語教育が強調されているが、この転換はすでに1528年に現れていた。すなわちこの年にザクセンでは、おそらくルターの協力のもとに、メランヒトンによってザクセン学校計画『ザクセン選帝侯国内の牧師たちに対する巡察官の指導書 (Unterricht der Visitatoren an die Pfarhern ym Kurfürstenthum zu Sachssen)』が起草されたが、ここでは、語学教育はラテン語のみに限定され、ギリシャ語、ヘブル語は完全に排除されていた（このゼクセンの学校計画は、16世紀のルター派ラテン語学校規定の基盤となったものである）。Vgl. Mertz, *op.cit.*, Anhang, S.462ff.; Paulsen, *Geschichte*, S.203; Hahn, *op.cit.*, S.30; Ziegler, *op.cit.*, S.70.
- (52) Vgl. WA 30/2, S.519, 547, 577.,
- (53) WA 19, Weimar 1897, S.72–113.
- (54) *Ibid.*, S.74.
- (55) *Ibid.*, S.75.

- (56) カテキズムは中世末期の教会でも用いられていたが、今日理解されて
いる意味でのcatechismusは福音派によってつくり出されたものである。
Cohrs, *op.cit.*, S.229ff. この文書が書かれた時点では福音派には、フス
派のドイツ語訳catechismusが流布しており、ルター、メランヒトンのそ
れに類するものもいくつか出版されていた。Vgl. *Ibid.*, S.240f.;
Barth, *op.cit.*, S.320ff.; K.J.Löschke, *Die religiöse Bildung der
Jugend und der sittliche Zustand der Schulen im 16. Jahrhundert*,
Breslau 1846, S.31f. この文書が出版された後、ルターの呼びかけに
応じて多くのcatechismusがつくられ、教会や学校における宗教教育のテ
キストとして用いられた。Vgl. Cohrs, *op.cit.*, S.251ff.; Löschke,
op.cit., S.45ff.; Strauss, *op.cit.*, p.38f. シュトラウスはcatechismusを、「宗教的、道徳的教育のための最も効果的な手段」としている。
Ibid., p.37.
- (57) WA 19, S.76.
- (58) WA 30/1, Weimar 1910, S.346-402. ルターの『小catechismus』に
ついては以下を参照。Löschke, *op.cit.*, S.33ff. ルターの『小catechismus』は以後、家庭と教会と学校における宗教教育の基盤となつた。
Cohrs, *op.cit.*, S.410. Vgl. Hahn, *op.cit.* S.33.
- (59) WA 30/1 S.346. 1528年から29年にかけて実施されたザクセンの教
会巡察について、詳しくは以下を参照。C.A.H.Burkhardt, *Geschichte
der sächsischen Kirchen- und Schulvisitationen von 1524 bis 1545*,
Leipzig 1879, S.29ff. (41).
- (60) WA 30/1 S.348.
- (61) *Ibid.*, S.349f.
- (62) *Ibid.*, S.350f.
- (63) シュプランガーは、国民学校の条件として以下の4点を挙げている—
一国家管理・義務教育・母語教育・基礎教育。Spranger, *op.cit.*,
S.135f. メルツは、これらに加えて、宗教的・道徳的教育を挙げている
が、これは重要な条件である。Mertz, *op.cit.*, S.170. Vgl. Tieles,
op.cit., S.186. これらの条件を備えた国民学校がドイツで成立したの
は、19世紀初頭とされている。Vgl. R.Schmidt, *op.cit.*, S.9;
Pallas, *op.cit.*, S.19; W.Flitner, *Vier Quellen des Volksschulgedankens*,
Hamburg 1949, S.7,26.
- (64) ルターの学校構想はラテン語学校に限られていた、という見解をとる
ものとしては以下を参照。Flitner, *op.cit.*, S.35,44; Thiele, *op.cit.*,
S.193,198; Barth, *op.cit.*, S.323; Scheel, *op.cit.*, S.143f;
Spranger, *op.cit.*, S.139; Heppe, *Geschichte*, S.3f.; G.Lucas,
*Stadt und Schule. Stationen der Entwicklung unter besonderer Be-
rücksichtigung des niederen Schulwesens*, Diss., Stuttgart 1968,
S.111; Menzel, *op.cit.*, S.29; Schiele, S.389. 一方、ラテン語学
校教育にルターの意図の核心があることを認めながらも、同様に国民全
般に対する一般教育の意図（国民学校構想）を強調する者、あるいは少
なくとも、ルターの文書から一般教育を促進する働きを評価しようとす

- る者も少なくない。この点に関しては以下を参照。Mertz, *op.cit.*, S.44, 48f., 170f.; Falk, *op.cit.*, S.68ff.; Roth, *op.cit.*, S.45.; Löscher, *op.cit.*, S.10f.; Ehmer, *op.cit.*, S.8f.,
- (65) Vgl. *WA* 15, S.47. この箇所は全体の文脈から捉えるならば、それが国民学校的構想でないことは明らかである。本稿32—33頁参照。
- (66) Vgl. Thiele, *op.cit.*, S.186f.; Mertz, *op.cit.*, S.172; Spranger, *op.cit.*, S.137,141; Flitner, *op.cit.*, S.26. ドイツ語学校でも1520年代末からしだいに宗教教育が導入されはじめる。しかしそれはルターの提唱によるものではなく、ブーゲンハーゲンの構想であった。Vgl. Hahn, *op.cit.*, S.29f.; Menzel, *op.cit.*, S.92ff.; Löscher, *op.cit.*, S.14f.; Thiele, *op.cit.*, S.188f.; C.R.Friedrichs, Deutsche Schulen nach der Reformation, in: *Braunschweigisches Jahrbuch* 63, 1982, S.131.
- (67) *WA* 30/2, S.577.
- (68) *Ibid.*, S. 561f.
- (69) ルターは、一般の子供たちの宗教教育を学校に委ねるという発想を全くもっていなかった。Vgl. Lösckhe, *op.cit.*, S.170f.; F.Cohrs, *Der religiöse Unterricht der Kleinen in der evangelischen Kirche seit der Reformation*, Beyer 1931, S.13f.,27f.; Flitner, *op.cit.*, S.43.
- (70) 福音派の堅信礼とは、幼児洗礼を受けた者が自己の意思によって洗礼の誓約を新たにし、教会の正式のメンバーとして受け入れられる儀式である。Menzel, *op.cit.*, S.61.
- (71) *Ibid.*, S.60f.; W.Heinemeyer, Die Bildungspolitik Landgraf Philipps des Großmütigen von Hessen, in: *Hessisches Jahrbuch für Landesgeschichte* 21, 1971, S.126. Vgl. Cohrs, *Katechismusversuche*, S.238,414.
- (72) Vgl. Cohrs, *Katechismusversuche*, S.404.; Mertz, *op.cit.*, S.238; Hsia, *op.cit.*, p.114. 本稿註(66)参照。
- (73) 本稿註(56)参照。
- (74) 本稿31頁参照。
- (75) 本稿註(2)参照。
- (76) Vgl. Menzel, *op.cit.*, S.63.
- (77) 「世俗の各統治者は、その領土の宗派を自ら自由に決定することができる (“cuius regio, eius religio”)」という原則。Vgl. H.R.Schmidt, *op.cit.*, S.3f.